

平成 22 年度 第 2 回伊丹市行財政改革推進懇話会

日時：平成 22 年 7 月 28 日（水）

午後 6 時～ 8 時 10 分

場所：総合教育センター 2 階 講座室

欠席者

- ・ 委員 7 名中 1 名欠席

傍聴人

- ・ 2 名

1 . 開会（午後 6 時）

2 . 議事

前回の宿題及び議題 1「歳入の確保策について」、議題 2「財政数値目標について」

事務局 まず、事務局から、収支の仮試算、そして扶助費、公会計制度、総合計画をあわせて、順次御説明をさせていただきたいと思います。

まず、収支の仮試算を行政経営課長よりご説明させていただきます。

事務局 資料 1、中期的な財政収支の仮試算についてご説明申し上げます。

すいません、座って説明をさせていただきます。

それでは、資料 1 をご覧ください。これは、昨年 11 月末に策定しました。当時政権交代で国の方向性、地方行財政制度の見直しが、まだ不透明であったこととあわせて地方分権改革推進委員会における勧告の見通しも、まだ不明であったなか、昨年 4 月に日銀が発表しました経済物価情勢の展望を参考に、一定の条件のもと試算したものでございます。

6 ページをご覧ください。6 ページから最後までが、先ほど申し上げた一定の条件を掲載しております。国内総生産及び消費者物価指数などを参考に税、また、歳出に

つきましても過去の推移より一定の条件を決めております。

次に4ページをご覧ください。仮試算を行った結果、歳入については、平成24年度より市民税が増加するという見込みを立てながら、全体としましては平成25年度より増加を見込んでおります。それに連動しまして、地方交付税等を推移させております。

歳出につきましては、人件費は、おおむね微増と見込んでおります。扶助費につきましては、生活保護費の増により、平成25年度までは1%前後の増を見込んでおります。

次に、5ページをご覧ください。建設事業に係る市債の仮試算で、本市におけます普通債、これは土地開発公社の買い戻しや仮資産を除いた、いわゆる建築事業等の財源に充てる起債、いわゆる市の借金のことですが、その発行を30億円として設定しております。この半分を国、半分を民間の銀行から借りたとして試算をしておりますが、残高は減少する見込みとなっております。

このような条件のもと算出した結果が、3ページに財政収支見通しの仮試算としてお示しをしております。3ページの中で一番注目していただきたい部分があるのですが、財源不足額という枠があります。こちらで平成22年から27年までの5年間で、およそ1億円から8億円の財源不足が出るという見込みになります。

この中では、新規投資的経費という新たに行う経費を現行の行革プランでは、20億円に設定しているところを10億円に設定し直したとしても、なお約1億円から8億円の財源不足が生じる結果となりました。

今後、増加が見込まれます社会保障制度や子育て支援策に対処するために、この財源不足の解消を現在策定しております行財政プランにより図ってまいりたいと考えております。

事務局 引き続きまして、扶助費と公会計の説明をあわせてお願いします。

事務局 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2の平成20年度扶助費の主な内訳を御説明申し上げます。

まず、1枚目の全国的に行われている事業の資料でございますが、扶助費というのは御承知かと思いますが、いわゆる社会保障として生活を支えていくための経費というような考え方がされています。そのような経費の内訳でございますが、国の一定の基準のもとに全国的に行われているものというのが、1枚目の資料にお示しをさせていただいております。

表の見方ですが、一番上に左肩、社会福祉費、障害福祉費というような形で大きなグループの中で、それぞれ代表的な事業をお示しさせていただいております。

それから、事業名の横側に事業費(A)となっておりますが、これはそれぞれの事業に係る経費、全体の事業費をお示したものでございます。その事業費(A)の内訳、財源の内訳として、国、県、その他特定財源というようになっておりますが、国からの負担金・補助金、県からの負担金、あるいは、その他の特定の財源として使われるものを示しております。事業費のうち、それらを充てた残りが一般財源(税等)ということになっております。市民の皆さんからの市税等が使われているという見方になっております。

社会福祉費、生活支援から始まりまして、国の補助で全国的に行われている事業の中で大きいものとしましては、児童福祉に係るもの、児童手当、児童扶養手当等があります。市のほうで大きいものというのは、一般財源欄の税等が非常に大きいものという見方になるのですけれども、例えば、児童手当欄のところを見ていただきますと、事業費16億1,640万円、これに対して国庫が7億5,700万円、県が4億2,000万円ということで使われておりまして、残り市の税金等が4億3,799万2,000円使われている。このような形で、市の税金等がどの事業にどれほど使われているかというのがこの表でご覧いただけるかと思います。

それほか、生活保護、その下に出ておりますけれども、法定扶助費としては、事業費が32億8,028万7,000円となっております。うち国からの支出金が2

4億2,454万2,000円、県から8,650万円などを充当しまして、残りの市の税金等が使われているのが7億4,575万2,000円という状況になっております。

それから、次のページに同じく扶助費の主な内訳の中で、兵庫県・伊丹市が独自に行っている事業ということで、全国一律ということではありませんけれども、県の制度、あるいは伊丹市の制度として独自に行っている事業というものの内訳が出ております。

表の組み立ては、同様の組み立てになっておりますけれども、ご覧いただきますと、社会福祉費の中では福祉医療費の関係が非常に多く事業費として上がっておりますし、一般財源（税等）が使われているのも非常に多くございます。

あと、障害福祉費、老人福祉費等ということで、内訳はこちらにお示しをしているところでございますので、また後ほど、ご覧いただきたいと思っています。

続きまして、資料3に移らせていただきます。平成20年度の伊丹市の財務書類の中で、まず1ページご覧ください。普通会計の財務書類をお示しいたしております。

地方公共団体の会計といいますのは、その年度の収入と支出を見て、歳入と歳出がどのような形になっているのかということを示すというのが一般的です。それだけでは市の事業によってどれだけの負債があるのか、あるいは資産がどれほど形成されているのか。その辺が非常にわかりにくいということもありまして、このような財務諸表の作成をしているというのが、今の状況でございます。

2ページにお示しをしております貸借対照表でございます。その中のまず左側に資産の部ということでお示しをしております。これは、これまでに取得しました固定資産ですとか、現在保有している資産の現在高を示しております。

そのうち、1の公共資産では、公共サービスを提供するために複数年にわたって使用する土地建物、車両、機械、設備などを示しております。そのほか、2で投資等を3で流動資産を表示しておりますして、資産の合計としては約2,650億円が上がっ

ております。

負債の部では、これらの資産を形成するために調達した財源のうち、今後負担することのなる借入金の残高等を示しておるものでございまして、固定負債、流動負債合わせましての負債合計は、約 798 億円に上がっております。

この資産の部と負債の部、これらをプラス・マイナス合わせたものが、残った純資産の部ということで、残っている純資産というのは、これまで既に税や国庫補助金等を除きまして形成された負担済みの資産ということで、純資産としては約 1,850 億円が上がっておるとというのが、この貸借対照表でお示しをしているところでございます。

次に 4 ページをご覧くださいと思います。これは、行政コスト計算書といたしまして、福祉・教育などさまざまな行政サービスを提供するために、1 年間に要した経費、それから、それに対してサービスの対価として受益者の皆さんから収受した使用料・手数料などの収入をお示したものでございます。

資料の内訳としましては、資産形成、例えば建物、公園整備などを伴わない経常的な経費についてのコストをお示したものでございます。縦軸には、人件費、あるいは物件費等々の性質別の内訳を示しております、横軸のほうには各行政目的別の内訳をお示しております。

ここをご覧くださいたいのは総額欄でございますけれども、下の方に、経常行政コスト a となっておりますが、504 億 7,253 万 9,000 円のすべての行政コストがかかっておりますけれども、その下の経常収益として、使用料・手数料等々の受益者の皆さんから収受したお金は、27 億 5,000 万円が上がっております。差し引き、残ったのが下に出ておりますが、477 億 2,200 万円、これが差し引きの純粋な行政コストとして、税等で賄われた経費ということでございます。

それから、次のページが純資産変動計算書と申しまして、先ほどご覧いただきました貸借対照表の純資産の部の増減明細をお示したものでございます。その中で純資

産合計額の左肩上ですけれども、純資産、資産残高としましては、1,832億円の数字が上がっております。これが今までに蓄積された純資産ですけれども、それに対して先ほど行政コスト計算書の中で純粋な行政コストが477億円かかったというふうに申し上げましたが、その経費がマイナスの477億円と表記されております。

これらに対して、地方税、あるいは地方交付税等の収入が当たっているわけですが、差し引きした、それらを充当した残り、純資産として当該年度中に最後に残った額としましては、期末の純資産残高として一番下、左に出ていますけれども、1,851億7,251万4,000円という資産が残ったということでございます。この額は、貸借対照表の純資産の部の残高と一致するわけでございます。

次に6ページでございますけれども、資金収支の計算書でございます。これは、1年間の資金、キャッシュの例示を示したものでございまして、これも先ほどと同様に貸借対照表に掲示をされております最低現金のところの期中の増減の明細でございます。

経常収支の部では、人件費、物件費、社会給付などの資産形成を伴わない日常的な行政サービスに要した資金を計上しております。

これに対して、地方税や地方交付税などを充当しまして、収支で余剰となった資金につきましては、次の2番目の公共資産の整備ですとか、3番目の投資・財務的な収支に示されておりますように、地方債の償還などのところに充当されております。

最後に残った期末歳計現金残高につきましては、貸借対照表上のところで、流動資産のところで示されている歳計現金と一致しております。

次のページに連結の財務書類を示しておりますけれども、同様の種類でございまして、内容としましては、今先ほど御説明したのは普通会計の資料に対しまして、ここではそれ以外の公営企業会計や、その他特別会計、一部事務組合、広域連合等の経費を合算したものとしてお示しした資料でございますので、これにつきましては、また後ほどご覧いただきたいと思っております。

併せまして、後ろに財務書類の解説の書類をつけておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

事務局　引き続きまして総合計画基本構想（案）を政策室主幹よりご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

事務局　失礼します。それでは、私のほうから資料４の伊丹市第５次総合計画基本構想（案）・基本計画（案）について御説明させていただきます。

ページ３枚ほどめくっていただきまして、２ページをご覧ください。総合計画というのは、市のまちづくりの目標や目指していく将来の姿を定め、それを実現するための方法や手段を総合的・体系的にお示しし、市のあらゆる施策や計画の基礎となるものでございます。計画期間は、平成２３年度から１０年間でございます。３階層から構成されております。

一番上位層にありますのが、議会の議決が必要な基本構想でございます。これは、将来像と基本的な方針を定めるものでございます。その下の階層は基本計画で、より具体的に分野ごとの取り組みをお示しするものでございます。

また、その下の階層が実施計画となりまして、具体的な事業やそれにかかわる事業費などをお示しするものでございます。

今回の資料といたしましては、上の２階層分の基本構想と基本計画を定めるに当たって、パブリックコメントを実施しておりますが、その案でございます。

２ページ目をご覧ください。今回の総合計画の特徴といたしまして、策定に当たりましては市民参画を基本とし、行政版の基本構想に先行いたしまして、市民会議において市民版の基本構想を提言していただきました。また、市民意識調査、生徒会サミット、懇談会を実施し、市民の御意見をお聞きし進めてまいりました。

８ページをご覧いただきたいのですが、この１０年間、伊丹市の将来像を「みんなの夢　まちの魅力　ともにつくり伊丹」としてございます。一人ひとりの幸せと町全体の個性を市民の参画と協働でつくり上げていくことを目指していくにしております。

す。そのための目標といたしまして、基本目標と四つの政策目標を掲げております。

9ページの図をご覧ください。基本目標とは、中心の円でございまして、各施策を実現していくための共通の基盤となるものでございます。参画と協働による市民自治、多様性を認め合う共生社会、自立的な行財政運営の三つから成り立っております。各施策展開をする上で、この三つのフィルターを通し、実現していく基本的な目標として位置づけております。

今回の行財政改革推進懇話会につきましては、技術的な行政財政運営の中に位置づけてございまして、その中では必要な市政運営のコストをだれがどのような形で、どのくらいを負担するのかを市民とともに考えるとしてございます。

資料が大量となりますので、本日すべてを御説明差しあげることにはかないませんが、またお時間がございましてときにご覧いただけましたらと思います。

会長 ありがとうございます。

ただいまの四つの資料につきまして御説明ありました。時間の関係で簡単な説明の部分もありましたが、委員の皆様、何か御質問・意見等ございましたら遠慮なく言っていただければと思います。

A委員 資料4について質問ですが、2ページで説明されました中で1の括弧の中に入っていますね。括弧の下側に平成21年10月に「市民版基本構想」をまとめ、市長に提言いたしましたということですが、それと5次総合計画基本構想・基本計画との関連はどうなるのでしょうか。

事務局 市民版の基本構想をもとに、その他の意識調査、アンケートなり、生徒会サミット、地域懇談会などいろいろ御意見いただいたものを集約して、なおかつ市民版だけでは少し行政としての足りない部分もございまして、そういうのも含めまして行政版の案を作成いたしました。

それを今度、市民参加された審議会にかけまして、原案を作成したということになっております。

A委員 市民から見て、市民で提案したこの基本構想は、ここにすべて網羅されているという判断でいいわけですか。

事務局 そういうことです。

A委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

事務局 先ほどの資料2の説明のところで、ちょっと1点補足させてください。

扶助費に対する内訳で御説明申し上げました資料2です。これは、実は表側と裏側とで先ほど税を使っているという説明しか申し上げませんでした。一番御説明したかった点は、表の全国的に行われている事業と申しますのは、これは税金を使ったとしても、これは国からの措置が基本的にある制度的なものだということでございます。

もし、伊丹市の税金がゼロだったとしたとしても、このサービスをやめるわけではありませんので、必要となる市の一般財源と先ほど呼びましたが、市が税金をもって充てる部分となります。もし、市に税金がなかったとしても、これはやや専門的で申しわけございませんが、地方交付税という制度の中で国が最終的には措置をして、制度的には必ずやっていただけるものという表になっております。

資料の裏側に兵庫県および市が独自におこなっているというものがございます。ここで申し上げたかったのは、こちらのほうは、今言ったように、国には面倒見てもらわない。県や市が自分たちの独自の考え方でおこなっているのでしょうか。端的に申し上げますと、こういうようなことございまして、こちらのほうにつきましては、まさに市の税金の中からはいろいろとやりくりをしながら、今こういう事業に充てています。

この表と裏、こういう大きな違いがあるということで御認識いただければ幸いです。

会長 今は歳出の話があって、恐らく次回、またこの辺は出てくると思います。

ただ、財源的には交付税などで一応カバーはされているということ。これに対して県・伊丹市が独自にやっている分ということは、伊丹市の独自性というか政策的な判

断でおこなっていることになるという、そういう理解でいいと思います。

B委員　　ここの部分を見ますと、数字があるのですが、我々、普通は前年度の伸びや、計画に対してどのように考えていくのか、行政の計画というのは、よくわからないのですが、それで、前年に対する伸びと申しますか、そのようなものがあれば書いていただければ、特徴がよくわかって良いと思います。紙面の都合があるかどうか、わかりませんが。

事務局　　ちょっと今日は御用意できておりませんが、また次回、資料を作成して提出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

C委員　　一つだけ、時間も限られているということで伺います。

資料1の起債残高の見通しなのですが、ゴシックで下線が引っ張ってあるところなんですけど、5ページの一番下、平成23年度以降、仮に年間30億円の市債を発行した場合であっても、市債残高は減少する見通しであるというふうに書かれているのですが、仮に年間30億円の市債を発行した場合というのをどうとらえたらいいかということなのですが、つまり、かなり余裕を持って見通しを立てているのか、あるいは、建物とか耐用年数でいうと更新するとき、多分市債で建てかえをすると思うのですが、そういったインフラ、市債を抱えているハード面の箱物の取りかえとか更新というものを全部織り込んで、余裕を持った30億円なのか、そういうことを余り考えてない30億円なのかという、どういうふうに、仮に30億円を発行した場合をとらえていいのかということをおっしゃってほしいということです。

事務局　　これまで市の財政計画を作成する中で、一定30億円という基準を設けながら、これまで財政運営を行ってまいりました。

地方債の震災以降、かなり発行額が高くなりまして、市債残高がどんどんどんどん増えていった状況がございましたけれども、これを何とか見直した上で市債の残高を減らしていこうということで、一定の目標値としては30億というラインを設けながら、これまで財政運営を続けておるといところでございまして、この30億という

ラインで当分推移するならば、起債残高としては償還額のほうが大きくて、見通しとしては残高が減ると考えております。

ただ、今後の事業計画の中で投資的な経費に充当できる一般財源と、この地方債と連動してくると思いますので、一定の見通しということで30億円というように設定いたしております。一つの目安という形のとらえ方でいいのかなというふうに考えております。

C委員　ハード面の取りかえとか、結構どこの市でも抱えている問題だと思うのですが、そういったものは全部盛り込まれていると考えてよいのですか。

事務局　この辺は難しい問題がありまして、確かに公共施設の建て替えや大規模改修、あるいは統廃合等も出てこようかと思えますけれども、この辺をこれからの事業実施計画の中で位置づけてまいりますので、それを加味した上でないと、数字的にはこの数字でというのはちょっと申し上げにくいところではございます。

ですので、これらを含めた中で30億円というのは、一つの考え方としては出てこようかと思えますけれども、ただ、年度によっては大きい、小さい事業等もあるかと思えますので、若干変動要素はあろうかとは思います。ちょっとつかみ切れないお答えで申しわけないのですが、今の段階ではそのような形でとらえております。

事務局　ちょっと補足しますと、今、学校の耐震化を伊丹市は行なっておりますが、今現在、大体建設事業債が30億円ぐらいで発行がおさまっています。耐震化がなければ約半分の14、5億円の推移でございますので、一定、この計画期間中、年間30億円というのは、どちらかというストレスをかけているというような形でこの計画はつくらせていただきました。

C委員　わかりました。

会長　D委員、いかがですか。いいですか。

D委員　市債の発行条件で、国で50%、民間企業から50%で、仮定でお示しいただいております。今はどれぐらいの割合で借りているのですか。

会長 はい、どうぞ。

事務局 すいません。まとめた物がございませんが、おおよそ民間銀行が6割ほどで、国が大体4割ほどになってございます。

会長 6対4でしょう。

事務局 はい。6対4ぐらいの割合になっております。

会長 では、一つだけ確認ですが、資料1については、これはいろいろ前提を置かれているということなのでしょうけども、これは毎年何かつくられているのですか。こういうことに関して。

事務局 これまでに作成したことはございませんでした。これは、昨年11月にお出ししたのが初めてで、市民に公表にいたしました。もともとこれを出しましたのは、当時税収が非常に大きく落ち込んでいたということ。一方で、市民の皆さんの一番関心が高かった図書館の建設が控えていましたので、そういったことを踏まえながら、今後どのような財政状況であるのか知りたいという話が多々ございましたので作成したものであります。

ただ、先ほどもお話がありましたとおり、懇話会の第4回目ぐらいには、収支見通しとプランの形をあわせて、お出しはさせていただこうかと考えております。

会長 今、総合計画を作成しておられますよね。これは、2011年から20年という10年計画で、パブリックコメントを行なったあと、今年度中に完成するのですか。このような計画は、恐らく実施計画か何かで落とし込んでいくのだと思うのですが、学校の耐震化など、それぞれの事業の積立金が出てきますよね。

本来は予算が先に手当てされると思うのですが、これはやはり歳出、歳入の連携は要件がありますし、歳出も2%に伸ばすなど要は個別で積み上げとなります。それをどうやって、マクロ・ミクロの積み上げとマクロの話はどうやってこういうのは整合性をとっていくかというのは、今、国でやっていることと同じなのですが、私たちは一体どのように議論すれば、よろしいのでしょうか。確認ですが、中期計画が出てく

るということなのですが、それを私たちが作成するわけではないですよね。それは、もちろん事務局がもっと詳しいので、後日事務局からいただけたらと考えてよろしいですね。私たちの場合、提出された中期計画に対して議論をさせていただくという考え方でよろしいでしょうか。

事務局 基本的には、そのようなことで考えております。

会長 わかりました。

事務局 事業の実施計画といたしましては、何年にどのような事業をおこなうなど、先ほどの見ていただきました資料4に具体的な数字が入っていたと思います。どれぐらいの事業を何年におこなうのか。それは今、まさにどのような事業をやっているかというのを決めているということ、政策室より伺っておりまして、それとあわせて、市の財政状況もこれから算定しまして、それぞれどのぐらいの順番でおこなっていけばいいのか、どれぐらいの規模だったらできるかというのを秋ぐらいにはお出しをしていきたいと思っております。

それを出していききました中につきましては、基本的に事務局で、先ほどの話になりますが、税の見通しや、このぐらいの期間でこのぐらいの投資をやると、このぐらいの歳出になる、そうすると、こういうような収支見通しになっていくというような話は、御紹介させていくような形で、特にこれについての御審議をお願いするということではなくて、一定のその考え方からすると、こういうような状況になっておりますということを見ながら、ご議論をいただきたいと考えております。

ただ、連動しますのは、その中でも財源不足が出てくると思われまますので、そういった財源不足については、今回のプランの中とあわせるような形で、こういうものについてはこういうような関係で、幾らの財源対策をやっていくとか、このぐらいについては、こういうようなコストの削減を図っていく、そういうような形ではつなげていこうと思っております。

会長 そうすると、おおよそそういう具体的なことが出てきて、その状況で、そ

のときそのときでこういうことを私達は議論するということで理解したらよろしいですか。

事務局 はい。

会長 わかりました。

事務局 すいません、先ほどの起債の発行の比率ですが、平成20年度につきましては、申請のときに起債を発行した分の借りかえという特殊な事情がありましたので、合計すると4対6になるのですが、通常、その借りかえがなければ7対3ぐらいですので、普通建設事業については、政府系が7で、民間資金でいわゆる銀行のほうで3、7対3ぐらいで現在は借り入れを行っているという形となります。

会長 なぜ、政府系が多いのですか。

事務局 基本的には国が、いわゆる起債を発行するに当たりましては、額の大きなところ、いわゆる都道府県や政令市につきまして、民間の企業、銀行から借り入れを優先的に割り当てをされておられます。

伊丹市のような一般市につきましては、発行自体の額が少ないので、いわゆる政府系の資金を優先的に割り当てていただいているというような、国の全体の制度としてそういう仕組みで動いている状況でございます。

会長 いかがでしょうか。

それでは、一応、前回の宿題につきましてはそういうことで、ただ、かなり分量が多いですし、また何か気がつかれて疑問点がございましたら、遠慮なく事務局に言っていただければと思います。

続きまして、本日の新しい主要テーマでございます、歳入の確保策につきまして、資料に基づきまして事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 そうしましたら、資料5の議題1、歳入の確保策ということで、資料5の説明をさせていただきます。

まず、初めに4ページをご覧くださいませでしょうか。ページが前後して申しわけ

ございません。これが、新たな財源確保策という、前回お話がありました、その中で現在、本市が行っています広告料収入ですとか、土地の貸し付け、また、他都市で行っているさまざまな取組みを御紹介させていただいております。

本市では、「広報伊丹」やホームページへの広告掲載、これについては、平成20年度でおよそ500万円の収入がございました。また、病院事業では、市民病院において、領収書の裏面に広告を掲載し、交通事業では、バスの車内広告、車両のラッピング広告など、水道事業についても、2カ月に一度お送りさせていただいております。使用料のお知らせに広告料収入等々がございます。

他都市で行っている取組みですが、本市で行っていないものも多くあります。例えば、ネーミングライツというものがございます。これは、施設の名前にスポンサーが企業名や商品名をつけることのできる権利を言います。企業にとっては、来場者へのPR、それからイメージの向上、所有者にとっては財源の確保といったメリットがあります。

最近では、大阪市が大阪のサッカークラブとともに長居球技場に命名権を大日本除虫菊株式会社に決定いたしました。5カ月間で3,600万円の契約をしたというように聞いております。

また、行政財産目的外使用という市の所有の物を行政財産の目的以外で使う場合に、その時の使用料をいただいておりますが、特に、自動販売機が最近話題になっています。自動販売機について、本来行政財産の目的外使用料は、条例に基づき価格を決定します。平成18年の地方自治法の改正により行政財産の貸付範囲が拡大され、貸付ができるようになりまして、来場者の方が多く来られるところ、もしくは立地条件の良い場所であれば、条例上の使用料を上回る額が収入として入ってくるということがございます。

これもまた、最近よく新聞にも出ているのですけども、目的を達成した事務用品や車両などインターネットを通してネット競売を行うなど、ただ捨てるのではなくて、

ネット競売を行って、必要な方により高額で買っていただくというものがございます。下に例をあげておりますが、宮津市でしたら分析器具、事務用品。それから、本当にこの1週間ですけども、尼崎市・芦屋市で消防車のネット競売が出ていたかと思いません。

このような他市の取り組みが本市では有効なのかどうなのか。また、他にもっと良い財源確保策がないのか、御議論・御意見をいただければ御参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、続きまして未収集金強化の対策について御説明させていただきます。これは、公平性の確保の観点から、最も重点的に取り組んでおります。

まず、本日の追加資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。これは、市税収入の確保に向けてということで、新たな滞納の発生を抑制するために、休日納税相談等を行ったり、文書や電話による催告を随時行ったりしております。今後、コールセンターの活用なども検討していく予定です。

悪質な徴収・不良債権処理の促進につきましては、昨年兵庫県より回収チームが派遣されました。そのときに得たノウハウなどを滞納整理に向けた取り組みを行って、滞納の徴収率20%という数字を掲げております。また、これを維持していきたいと考えております。

先ほどの資料5の2ページ目をご覧くださいませでしょうか。今、滞納を発生させないため、また、市税収入についての御説明をさせていただきましたけども、未収金に対する収納、内部の問題としましては、市税以外に具体的な徴収マニュアルというのがございません。また、縦割り組織ということで、どうしても徴収業務を専門部署ではなくて、サービスを提供している部署が担当しておりますことから、どうしてもサービス提供のほうに重点がいつてしまい、なかなか徴収に手が回らないという現状がございます。

外部の問題としましては、滞納に対する意識や義務感が希薄になってきているので

はないかというような考えを持っております。この債権の回収をしていく取組みとしましては、徴収マニュアルの作成や職員の専門知識の向上、徴収体制の構築など、積極的に取り組んでいくことが重要かと考えております。

また、市民の理解、モラルの向上のための積極的な広報活動および啓発活動、それと、悪質な滞納者への毅然とした対応というのを心がけていかなければならないと考えております。

下に未収金の金額を書かせていただいておりますが、平成20年度一般会計で24億円という未収金額がございます。この額を回収する取組みを行うにも、一方で徴収業務につきましても人件費等の税が投入されているのも事実です。税をもって税を徴収するという形になっていきますので、それで効果的な、また効率的な徴収体制、取組みを行う必要がございます。これは、未収金をいかに防いでいくのか、また、徴収に対する効果的な取組みなど、率直な意見をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、3ページをご覧くださいませでしょうか。3ページには、使用料・手数料、施設の使用料についての考え方を一緒に述べさせていただきます。サービスの提供を受ける利用者と利用されていない方の公平性の観点から、サービスを受ける方につきましては、その特定の利用者から施設の管理運営に関するコスト、いわゆる人件費、物件費と簡単な維持修繕を負担するべきではないかと考えております。施設の取得に関するコストにつきましては、建設費、利息、改修です。この改修というのは、大規模改修なのですが、こういったものは税をもって整備をしていかなければならないと考えております。

ただし、そういった計算のもとで出てきた数字と国の基準や近隣市の類似施設などの価格も十分に参考にして、使用料・手数料は設定していかないといけないものだと考えております。

本市では、3年ごとに見直しを行っていたのですが、平成10年度を最後に全体的な見直しは行っておりません。現在、まず個々の使用料の状況等を把握のため調査を

しております。

各委員も受講されたことがあるかも知れませんが、市ではさまざまな講座等を実施しております。この講座についても講師謝礼や場所の使用料など、維持管理経費や担当の人員費、そういった費用がかかっております。講座については、受講する特定の人がある利益を受けることとなりますので、そのような経費というのは原則参加者の参加料で賄うべきではないかと考えております。参加料で賄えない部分というのは、税を投入することとなります。

それから、二つの大きな事業会計について、御説明させていただきたいと思っております。本日配付させていただいております追加資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。

ここでは、国民健康保険事業について書かせていただいております。国民健康保険事業について、さまざまな取り組みを行っておるところではございますが、3ページの中で医療保険給付費、おおむね国民健康保険事業と見ていただいてもいいかと思っております。その財政状況をお示ししております。ここで左側の色のついているところ、基準外繰り入れというのがあります。これが市独自の赤字補てんを意味しております。3億5,000万円、市の税金が投入されております。その下の同じく色の濃いところ、こちら保険税30億4,000万円とありますのは、これは市ごとに税率を定め、利用者の方からお預かりしております税金となります。

全体としまして一番下に書かせていただいているのですが、歳入・歳出をもって1億5,000万円、これは単年度で1億5,000万円の赤字があるということでございます。

その下、累積赤字というのが11億4,300万円、これだけの累積赤字を今抱えております。この赤字を埋めるとすれば、上の表の真ん中右側の国庫・県費、それと交付金、左側の色のついてない部分ですね。ここにつきましては、制度で定められたものですので、どうしても赤字を解消するとなりましたら、先ほども御説明させてい

ただいた色のついている基準外繰り入れ、いわゆる税をもっと投入していくのか、もしくは保険税を改定していくのかという二つの選択があるかと思えます。

次のページをご覧くださいませでしょうか。こちらについては、下水道の下水道会計について説明を書かせていただいております。4ページのほうで下水道事業という、使用料の考え方を書かせていただいているのですが、汚水原因者が応分の負担を行うべきということが、下水道法及び地方公営企業法で定められております。この考え方について、国の第1次下水道財政緊急委員会で述べられているのですが、基本的には雨水の排除施設については、公費負担とするものである。汚水の排除並びに処理施設については、利用者が使用料をもって負担するものとの提言がなされております。

しかし、平成20年度に3億5,000万円の基準外繰り出しによりまして、赤字補てんを行っております。平成21年度、22年度を合わせますと、約10億円の税金を投入した結果となっております。このまま放置しますと、平成23年度には地方債の巨額団体で、平成24年度にはこれまた後で御説明しますが、健全化資料の資金不足率の基準を超えまして、経営健全化団体という団体に転落するおそれがございます。

これにつきましても、使用料の値上げ、もしくは税をもって赤字補てんをするという二つの考え方がございます。

長々と御説明させていただきましたが、使用料・手数料のところでは、特定の利用者がその利益を受ける場合は、利用者の料金をもって事業を行うというのが原則とされております。受益者の負担で賄えなければ、税を投入することになります。税を投入するということは、利用されていない方々が、特定の方々のために利用、コストを負担するということになります。

例えば講座などであれば、一方で料金を上げれば、今度逆に利用者が減少し、料金を減額したとしても必ずしも増収になるとは言えないこともあります。ここでは、使用料・手数料の考え方について、また、二つの大きな赤字を抱える会計の改善につい

て、御意見をいただけたらありがたいと考えております。また、率直な御意見、経験、もしくは普段の生活からの御意見でも結構です。御参考にさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

会長 今御説明いただいたのは資料5と、本日お配りいただいた追加資料に基づいて御説明いただいたということですね。

財政数値目標は、また後ほどということでもいいでしょう。

事務局 はい。

会長 ここで皆さんの御意見を伺いたいと思うのですが、かなり大きな問題を一遍にまとめて出されているものですから、なかなか御意見、答えるのは難しい部分もあると思いますので、ここで結論を出す話ではないということですので、皆さん方の率直な御意見なり、御感想をまずはお聞きするというところでどうでしょうか。

B委員 今ちょっと、聞いてびっくりしたのですが、下水道のことは、あまり知らないのですが、「うすい」って雨水のことですよね。雨水も下水処理を使用しているのですか。

事務局 雨水も下水管を通して下水処理をしております。

B委員 分けてないからということですか。いわゆる、生活排水と雨水が混じってしまうので、結果的に雨水も処理せざるを得ないということですか。

事務局 6ページに、このようなイメージ図をつけさせていただきましたけども、下水道管には二つの種類がございます。本市でいきますと、南部の方にありますのが合流管と呼んでおるもので、一つの管に生活雑排水も雨水も一緒に入りまして流れていく、これを合流管と呼んでおります。こういうようなやり方が一つございます。

あと、分流管と呼んでおりますが、これはどっちかというそれ以外の区域に本市は多いわけですが、雨水は雨水だけで集めて、雨水だけ川へ流していくということにして、これは処理場を通りません。

B委員 後は直接処理してないのですか。

事務局 処理場は通りません。

B委員 混じるので処理をしなければならないということです。

事務局 混ざる方につきましては、雨水におきまして一緒に混ざって維持管理がかかってくるということになります。

それから、川に直接流すと申しまして、川に流すための管を引いていますから、管の減価償却費など、こういったものが負担になってきます。ただ、6ページに書かせていただきましたが、下水と言っているのが、今申しました雨水といわゆる汚水がありまして、分流、合流どちらにいたしましても、基本的には雨水に相当する維持管理費、それから投資的経費、こちらにつきましては、税をもって賄うということになっておりまして、基本的にはこれは税金で処理をさせていただいております。

今回御審議いただきたいのは、こちらの汚水のほうで、こちらは本来、料金で賄わなければならないものですが、平成5年以降、本市は17年間料金改定をしてないものですから、それが先ほど申しました、もう既に赤字額が相当な額になっておりまして、これを放置すれば、先ほど申しましたとおり健全化団体になりかねない恐れがあるということをございまして、まさにそこは本来、この汚水は汚水の原因者が料金で御負担していただくという観点からすると、そろそろ料金の改定ということをお願いしなくてはならない時期ではないかと、こういうようなことで申し上げたところでございます。

B委員 雨水はわかるのですが、雨水と生活排水の比率はつかんでおられますか。

事務局 基本的には、一定の比率で按分するというのが現実でございます。端的に申し上げますと、晴れている日とそれから雨の日と、これを統計的にとりまして、この差が基本的には雨水であろうというような形で按分しています。

会長 下水道事業を行うときに、こっちは雨水用だとか、こっちは生活雑排水用だという、別に明確に分けているわけではないですよ。ですから、考え方としては、やっぱり今おっしゃったように、理論的に例えば100%かかったときに、雨水何%、

汚水何%ということコストがかかったということで計算して、雨水に関してはこう、汚水に関しては、料金でやりましょうという、そういう計算等をしましょうという考えですね。要するに分けてるわけではないので、それはさすがに、無理ですね。

B委員　そうすると汚水ですが、当然我々、少なくとも洗ったりした水を出すわけですけども、はっきり言ってそう汚くないと思うのですよ。また、工業用の汚水は法的には浄化しないとだめなのですよね。

事務局　はい、そうです。

B委員　汚水のレベルに差があると思うのですけども、それはみんな一律なんですか。汚水処理の費用ということで。水道料金に加算されているのですね。

事務局　水道料金と一緒に徴収させていただいております。中身は水道料金と下水道料金を一緒に請求させていただいています。形としては下水道料金という原価も本来別に計算します。

下水道管というのは最終的には本管が全部お風呂やトイレから、それから企業から排出されるものが全部入って流れていきますので、基本的にはそれは最終処理場で処理をされるということでございます。

B委員　汚水のレベルを分けることはできないわけですね。

事務局　はい。

会長　中水道とはどのようなものですか。循環するものがありますよね。

事務局　生活雑排水をもう一回再処理して行うものですか。

会長　あれは生活雑排水というものですか。

事務局　先生もご存知だと思いますが、上水道というのは、本来厚生労働省所管の上水道法。それから、下水道については建設省所管の下水道法というのがあります。中水道というのは、実は法令用語ではありませんで、いわゆる生活雑排水という形で、形的には再生する再生処理水というような形で、ビルの衛生管理法という適用だけある、いわゆる雑排水の衛生管理という基準だけあるというように伺っております。

B 委員 申し上げたいことは、ある会社が基準は達しているけれども、一応ぎりの汚さ、それに対してほとんど水道の水とかわらないくらいきれいさなど、ランクがあると思うのですが、ランク分けをして、非常に汚いところとそうでないところを何段階に分け、料金に差をつけるというようなことはできないのでしょうか。

事務局 料金の決め方になってくると思いますので、いわゆる汚度とかそういった水質基準でどれだけ負担していくかというのは、技術的にはあり得ないこともないのかなという気がいたしますが、私の知る限りでは、基本的には排出量でいただいているほうが全国的にも多いです。

おっしゃるとおり、企業内である程度浄化して排出していくのも、全くやらないでそのまま流していくのも同じではないかと思えますけど、現行制度では排出量のほうで御負担を願っているというのが現実でございます。

B 委員 一律ですね。

事務局 はい。

E 委員 上水道と下水道は別ですよ。ただ、上水道の利用量がイコール、比例して下水料金にかかっているということですよ。

事務局 はい。基本的には、そのとおりでございます。

E 委員 値段を上げざるを得ないのかなという気もするのですけれど、例えばこの水（伊丹郷の水）を市内の自動販売機で販売することで、収入を確保できないですか。

事務局 実は、これはPR用でしかつくってないんですけど。

E 委員 販売はしていないのですか。

事務局 恐らく100円では買えないとは伺っています。

E 委員 もっと高くなるということなのですか。

事務局 はい。

E 委員 普通のペットボトルが100円前後で販売されているのに、わざわざ1

50円出して買うのかということですね。

事務局　やはり、それは企業が相当の設備投資をして、大量につくられていることで、実現していると思われま。正確な数字持ってなくて申しわけありませんが、水道局から伺っているところでは、それは到底100円では買えないということです。

E委員　これは、水道の水と全く一緒ですか。

事務局　同じです。

B委員　現実には違うでしょう。塩素は抜いているのでは。

事務局　いえ、これは同じです。

E委員　じゃあ、これ飲み干して、その水道でざっと入れて飲んでも、全く同じということですね。

事務局　基本的には同じです。

E委員　もったいないのは、こういう水もトイレに流れている水も同じというのはもったいないですよ。でも、それを分ける、さっき先生がおっしゃった中水道みたいな感じになるのですかね。

例えば、スワンホールは、雨水をトイレで流す水に使用するなど、そういう施設をつくることから、そういうことをやっているのもありますけども、一般家庭でもそういうことは経費などの都合でなかなか大変ですよ。

会長　個々の努力はしていかないと思いますけども、かといって、そういうことだけでこれが解消できるかということ、なかなか難しいということもあるので、どうしようかという話ですよ。

ここで結論を出す話ではないのですけども。

C委員　きょうの話は、歳入確保策の話で、その問題意識というのは、前回の収支見通しの説明もありましたけども、19年度に比べて歳入が20億円ぐらい減っている。27年度、10年後ですかね、27年度に向けても10億円ぐらい減るという見通しを立てておられますので、27年度と19年度を比べると、10年間ぐらいで

30億円くらい減るといような話ですよ。

前回のこの懇話会の際に、財政見通しというのは投資的経費20億円を前提に議論していたはずなのに、今回、10億円を前提にしていて、それでもマイナスになるということを見ると、かなり厳しい状況だと思います。

そのとき、30億円、19年度で減るといことを考えたときに、歳入の確保策をどの様に考慮されてきたのかが気になります。

例えば30億円を取り戻すために、この確保策を上げてこられているのか。30億円というのはちょっと無理。でも10億円ぐらいは歳入を増やしたいねという考え方を上げられてきているのかという、どういう認識のもとで、そもそも確保策を上げてこられているのかということが、非常に気になるわけです。

大体どこの市もやっぱり財政状況は厳しくて、まず歳出を削るという形になるのですが、それはなかなかうまくいかなくて、何とか歳入を増やそうとするわけですよ。歳入を増やそうとすると、取れるところから取りましょうという税金の話であるとか、今、負担いただいている受益負担のところの負担率を上げましょうかという話に多分なってくるわけですね。そういう話は今日出ていました。

もうちょっと厳しくなってくると、今、負担をもらっていない行政サービスから、負担をしてもらいましょう。一番大きいのはごみ関係ですよ。こういうものまでやっぱり議論をしないと、やっぱり10億円単位のお金というのは、多分伊丹市の行政規模からいくと、なかなか出てこないと思います。

ですから、仮に30億円という話をしようとする、多分、ごみの有料化みたいな話は、当然ここに出てこなきゃいけないと僕は思っているのですけれども、実際ほかの町でもやっているわけですね。そういう話は一切出てこないというのは、この確保策だけでも十分できるのかというところが非常に気になったので、その認識についてお聞かせ願いたいと思いました。

会長 どうでしょうか。

事務局　　実は、ごみの有料化も頭の中にあるのですが、この場でちょっと議論してもらったところまで、まだ行政内部で煮詰まっていけないというのが現状でございます。

この30億円につきましては、基本的には歳入だけでカバーできるものではないと思っていますので、本来でありましたら歳入と歳出をあわせて御議論いただいたほうがよかったかもわからないのですが、今回歳入だけを先に御提示したのは、そういう意味では申しわけなかったと思っています。

基本的には、歳入でこの30億円をカバーしようとは考えておりません。この財源確保策について、目標で10億円とか20億円という、具体的な積み上げは今持っていませんので、この場ですぐ即答はできないのですけれども、一定こういう歳入、例えば市税の未収金で言いますと約17億円ありますので、これを1%上げるだけで、徴収率を1%上げると1億7,000万円とか2億円という歳入が確保できるというような計算はしておりますが、それを具体的に積み上げてして、お示ししておりません。少なくとも歳入だけで、こういうことを確保する上で、ちょっと数字は言えなくて申しわけないのですけども、また今度、何らかでお示しできるのであれば考えていきたいと思っています。

Ｃ委員　　今日の話は、たしか歳出は出てないのですけども、恐らく財政のほうでは歳出を絞るということもあわせて多分考えておられると思います。

ただ、歳出を絞るだけではやっぱり無理があるから、歳入を増やさなきゃいけないという意図を持って今日の資料が出てきていると思っているのです。そのときに、30億円まではいかないけれども、少なくとも例えば10億円ぐらいの歳入面で確保をするような手法をとらないといけないというように考えなければならないのかというところが知りたいわけです。

それによって、数億円ぐらいの話であれば、今おっしゃったように税收、未収のところからきっちり徴収ということであるとか、広告をもっと増やすとか、ネーミングライツなど、そういう細かい話を積み上げていって、数億円ぐらい確保できると思

ますが、一方で20億円ぐらいの歳入確保は必要だという議論をしていかなければならないのが非常に気になります。

ですから、そういう意味では、少なくとも財政のほうは多分、歳出も見られているわけですから、どれぐらい絞れるというのも限界があるというように、多分数字は持っておられると思うのですが、そうしたときに歳入として伊丹市の今後の財政状況を考えると、10億円レベルなのか、あるいは20億円レベルなのかというような大きさですよね。それは、やっぱりお示しいただかないと、どの程度の歳入確保策を進めるべきというような議論は多分できないと思うのです。

事務局　ちょっと御参考になるか、4ページをちょっとお開きいただきたいのですが、先ほど、去年11月に出した収支見通しでは、今後一般会計が、およそ最悪8億円ぐらい赤字になると申しました。これは、一般会計だけです。

先ほど今、国保を出した理由、それから、あえて下水道を離れた理由とは実はございまして、4ページを見ていただきたいと思います。実は、一昨年からスタートしております国の財政健全化法というのがございます。夕張市等をイメージしていただければおわかりかと思えます。一定の比率になったら、国の管理下に入る。そうなる前に、実はイエローカードというものもあるのですが、一定の赤字になったらアウトという法律もできました。これ、実は最近の出来事なのです。

今、先生からは額の話というのが1個ございましたので、見ていただきのは、左側、真ん中よりやや上あたりに連結実質収支A+B+Cというのが書いてあるものがお目通しいただくと思います。これは、一般会計から企業会計、特別会計でもいいから、とにかく足してトータルでも赤字が出たらアウトだというように思っていたらと思えます。

そうしますと、右のほうに行ってくださいますと、平成23年度ぐらいまでは何とかかなりそうなのですが、平成24年からはマイナスが立ちまして、もしこれが事実とすれば、恐らく日経新聞トップ記事になってしまいます。

では、何が一番原因なのかと見ていただきますと、大きく要素は三つあると思っています。一つが、先ほど申しました上から2行目にあります国民健康保険、こちらのほうが、先ほどより申し上げておりますとおり、毎年の累積赤字が大きくて、これが足を引っ張っているということです。

それから、二つ目が、下水道事業会計という、(C)と書いてあるところの上にあるのですが、こちらのほうが、先ほど申しました平成5年より、料金を上げてこなかった結果、これからはどんどん累増した赤になっていくという、この二つが一番大きな要素でございます。

それから、もう一つの話が、一番上の一般会計でございますが、一般会計も先ほどの数字と合わせておりますが、投資的経費を10億円としても、なお先ほど申しました税収の減少が続けばということが前提になっておりますが、一般会計も見直します。ただ、先生のおっしゃるとおり、今回ここで御議論いただいている主なものは一般会計の不足額、そういう点では、まず最低でも8億円程度は何かやっぱり見つけてこなくてはという相場観を持っております。

ただ、仮にこれをクリアしたとしても、国保会計と下水会計が、先ほど言いましたとおり、財政としては、これは料金の値上げをそろそろお願いしないと、結局はこの二つだけでも当市におきましては、先ほど申し上げました連結実質収支というところが、とにかくマイナスになったらアウトと言われておりますので、これがいずれ問題になってくるということを考えれば、やっぱりこれについては料金で御負担いただくというようなことがやむを得ないのではないのかなということの相場観で申し上げます。

B委員 原案のようなものはお持ちなのですか。今、下水のことをおっしゃいましたでしょう。前回もちょっと話題になりましたけども、この懇話会で宮ノ前地下駐車場や、市営バスですか、一般会計から繰出し金が5億円あったと思うんですけどね。それからあと、他にもあると思うんですけども、やりやすいというか、手をつけられ

ないものはどうしようもありませんけども、改善できそうな優先順位的なものはお持ちなのでしょうか。

事務局 さっき申しました国保や下水というのは、この場で直接の料金原価などを御審議いただくわけではございませんので、それぞれの審議会というのがございまして、原課のほうで、御審議をいただくことになってくるだろうというようには思っております。

今、先生がおっしゃいましたとおり、それぞれの見通しはこのような見通しですけど、その中でどれを優先的にやっていくのかという観点からすれば、まずはマイナスが出ているものというのは、基本的にすべてとなります。今、決してこの二つを決めうちしたわけではなく、基本的にはマイナスが立っている、宮ノ前地下駐車場、こちらのほうにつきましても、実は第3位ぐらいになっているのですが、駐車場事業会計という形の中で、ちょっと考えていかなければならないと思っています。

御案内のとおり、今1,000円で一日上限止め放題という形で実施していますが、やや中期的な話としては、運営形態自身をどういうふうにしていったらいいのかまで、含めた中で少し考えていこうと思っています。

また、その一定の考え方は、また、秋口に出しますプランという、論文になった中では、一つのこのような考え方ではいけないかというような形は出していきたいと思っています。

もう少し具体的に申し上げますと、JR伊丹駅前に駐車場があると思います。バスの回転場の隣にあるところです。実は運営形態は財団法人で運営しておりまして、ただこの財団法人も御案内のとおり、今、公益法人の見直しという話の中で運営形態をどのようにするかというのが、今ちょうど悩んでいるところです。

したがいまして、こういったところと市の赤字会計と一緒にできるのかどうなのか。こういったような運営形態の見直しなども含めながら、この赤字解消策は少し検討していきたいと思っています。

会長 すいません、ちょっと勉強不足でございますので聞かせていただきたいと
思います。

下水道料金は、これは阪神間の中ではどれくらいの水準ですか。

事務局 すいません。一覧表はお出ししてないのですが、イメージ感からいきま
すと、真ん中からやや下くらいと置いていただければ。

会長 ほかのところは、定期的に見直しを行い、割と比較的上げてきているわけ
ですか。今、データがないということですが、感じとしてはどうでしょう。

事務局 いわゆる、近年では、川西市が2年か3年くらい前に改定したと伺って
おりますが、それ以外は、それより以前の状況だと思えます。

事務局 阪神間では、尼崎市について伊丹市が2番目くらいに低料金です。

会長 いかがでしょうか。・・・。

ほかの近隣市もこういう、下水道に関する状況なのでしょうか。財政的にやっぱり
厳しいのでしょうか。

事務局 今は持ち合わせておりません。すいません。

会長 では、全国的に厳しいのですけども、ではこういう状況になったのが伊丹
市特有の事情なのか、それとも全体的な話なのかという、その辺ですが。

事務局 伊丹市の場合は、先ほど事務局が申しましたように、平成5年6月から
ずっと料金をそのまま据え置いてきて、どちらかという頑張ってきた部類に入るの
かなというふうに思っております。

B委員 安いということは、水をたくさん使う企業が集まってくるといいますか、
そうなりますよね。

事務局 伊丹の地形に特有もあるかと思うのですけれど、川西市や三田市のよう
に山がない。また、高低さが余りない、市域も狭いという形では、いわゆるコストが
阪神間で比べると一定で抑えられているというように思っております。

E委員 よろしいですかね。

会長 どうぞ、どうぞ。

E委員 すいません。ちょっと資料をいただいたのでいろいろ考えてきたのですが、けれども、この間、前回の懇話会でも疑問に思っていたのですが、宮ノ前地下駐車場の赤字なのですが、民間は駐車料金をどんどん下げてきて、あるいはネットで今はどこが空き状況かわかるようにしているなど、カードで割引するとか、料金も一日止めたら幾らともものすごく大きく表示をしているとか、やはり民間は努力していますよ。駐車場であっても努力しているというのが、最近ものすごく伝わってきているのです。

伊丹市に市外から来たときに、どこに駐車場があるのか。地下駐車場なのでわかりにくかったり、使いにくかったりとかいうのは、やっぱり能力不足かなというのがあって、それは前回の会議のときから、仕方ないという単語にすぐつながっていくのが駐車場だけではなくて、いろんなところにあるのかなと思います。

国の消費税の議論のときもそうですけど、やっぱりやることをやってないと、増税の議論になかなかたどりつかないと思うので、伊丹市もこれだけやっていますからということがあった上での、今日の先ほどの議論からこっちを持ってこられたのかと、いろいろ聞いていたのです。一つは、駐車場のことについてなんですね。

それから、同じような考え方になるのですけれど、いたみホールは割とお客さんは入っているのでしょうか。どの程度黒字なのかわからないのですけれども、この間テレビを見ていたら、音楽ホールやいたみホールのようなところが、結構景気の良いときに建築され、今は壊したなど事業を廃止しているところが結構あると聞きました。その中で伊丹は頑張っているほうだと思うのです。

また、この間テレビでやっていたのは、指定管理で民間委託にしたら大幅に黒字になったと取り上げていました。民間から、ものすごく営業力のある人を引っ張ってきて、その人がしつこいぐらい営業に回っておられます。市民の方にどうですかと聞かれたら、何かあの人本当に営業がしつこいと言いながら、笑いながら言っておられました。でもものすごく黒字になっているというところがあったので、やっぱり「がむ

しゃらさ」が必要だと思います。

人が多いと、やはり潤うし、駐車場 1 個でも何か賑わっているところって、何となく目安になるかと思います。いたみホールのような文化施設のようなものもそうですけど、公共的な講座で、割とよく担当者の方に聞くのが、これは例えば裁判員制度とか、必要だけれども、そんなに人が集まらないということをお願いします。そのような講座をあちこちで開催されていますが、本当に必要だったら人は集めないといけませんよね。

いい事業だけど人が集まらない。やはりそれは違うのかなと思います。

モラルの話がさっき出てきましたけれども、ある施設の担当者の方に聞いたのですが、その施設ができたときは、まだモラルはよかったですけども、最近、申し込みだけをしておいて、連絡なしにキャンセルする人や、お金をぎりぎりまで払わないなど、割とモラルが悪いというふうに聞いたのですね。それは何が問題かというと、キャンセルをしてもお金返ってくるからです。お金払わなくてもいいからとか、AさんとBさんがいて、Bさんが講座に申し込んだお金払おうとしたら、隣の人が、今払ったら損やから払わないでということが、口コミでマイナスの方向に向かっている。これは、ちょっと何とかしないといけないなと施設の方がおっしゃっていました。口コミは、いい方向にも引っ張られますけど、悪い方向にも引っ張られますよね。

そんなこともあって、収入のほうですけども、さっきモラルが低いと書いてあったのは、お金を取り立てていくことだけではなくて、やっぱりレベルをアップする、意識を上げるみたいなためにも必要ではないかなと思います。

市民に対して言いにくいとかいろいろあるかもわからないのですけども、モラル向上につながるためにも、徴収はしっかり。ルールというのは、お互いに守っていかなければいけないとそんなふうに思いました。

会長 どうでしょうか。幾つかポイントあったと思いますけれども、駐車場の話は、今日できますか。

事務局　ちょっと今日は持ってきていませんので、後日に。

会長　次回にしていいますか。

事務局　はい。また会長とも相談させていただきながら。

会長　御指摘があったということでもた。

会長　今、いわゆる徴収の話ですね。徴収の話は、最初にお話いただいたわけですが、すけども。

事務局　私は税務担当の責任者なんですけれども、昨年11月15日号で税の悪質な滞納は許さないという特集号を出しました。実は、これも初めて昨年実施させていただきました。当初は、市役所内部でも余り市民の人を捕まえて、そもそも最初から悪ということから捕まえられるのはいかがなものかという議論もあったのですが、現実的に払えないのではなくて、払わないという方も相当おられるのも事実でございます。

市につきましても、しっかりと払っていただくということは、やっぱり責務としてお願いしたいと思っております。やっぱり、それは市民サービスが低下することにつながるということを概ね知らせたいと思いますが、出したところ、実は苦情は1件もございませんでした。逆に、今までこういうことをやってこなかったから、それはよくやったという話のほうが多々。多々といいましても10数件、電話・メール等でいただいたところございまして、やっぱり払っていただくべき方に基本的に税はかかりますので、向かったこういった考えは、やっぱりさっきまとめたところ、当たり前のことというおしかりも受けますけども、そこは原点に返って、やっぱりしっかりともう一度見直して、やることはやっていかなきゃならないなと思っております。

それから、先ほどありました同じモラルの話の中でキャンセルの押さえの問題。この話につきましても、実は市議会でも同様の話というのが実は出ておりまして、いわゆる予約のあり方、それから予約管理のあり方については、見直すようにというような話がありまして、いろんなところでそれは、やっぱり周囲の方からクレームもある

ということでございますので、そのあたりについてはしっかりと公共施設を必要なときに必要な方々に使っていただくという点では、やっぱり見直しをしていかなきゃいけないなと思っております。

事務局 決算状況を御報告いたしますけれども、平成20年度の決算で文化会館の管理運営委託料が、約2億1,000万円の支出でございます。それに対しまして、文化会館の使用料が4,600万円という状況でございます。

文化会館は、使用料として収入するにしても、公共の事業で使用する場合もございまして、すべてが収益につながる事業ばかりというわけではございませんが、とはいいなながらも、なかなかすべて使用料だけで賄えるというのはちょっと厳しい状況にあるのではないかと思います。

E委員 チケット代も含めてこの金額ですか。

事務局 指定管理者になっていきますので、チケット代金は別になります。

C委員 今出た指定管理の委託先というのは、従前の財団法人という意味ですね。

現状、行政サービスが、公の施設がどういうところが受託をしているのかということと、それから、公募制をちゃんととっているのかどうかというのを一覧でお出しただきたいと思うのです。

大体、世の中の流れとして、もともと公の施設なので、財団法人等でないと管理運営できなかつたわけですがけれども、委託料が非常に高くなる。多分、駐車場だって、コストがかかるというのはやっぱり人件費等々かかるわけで、その部分がかかり伊丹市としては、負担が僕は大きいような気がしていますので、それが本当なのかどうかというのを客観的な資料としてお出しただいて、今後の長期的な方向としては、例えばちゃんと公募をして入札をするというようなことをやると、そういうことも考えていかなければならない。少なくとも議論の俎上にのせるということは、大事な話だと思えます。

会長 よろしいですか。

国保の話は困難な話なので、これは、運営協議会で多分御議論いただくことになっていると思うのですが、これはやっぱり毎年見直しをしていくものですか、参考までに聞いておきたいのですが。

事務局 今のところ、毎年ではございません。

事務局 国保の運営協議会は、基本的には常設の協議会でございます。国保税と言われる由縁が、税と連動しているところです。ちなみに昨年度もそういった改正をしてございます。今年度も、また皆さん方の御意見を後押ししていただきながら、運営協議会を開催し、適切な保険税というのですか、そういう体制、体系に改めていきたいというように考えてございます。

それと、少し、先ほど冒頭から私ども、歳入確保策でE委員からもございましたように、ある意味がむしゃらに財源確保を図っていく必要があるだろうというように思いますし、職員の意識もその方向、ベクトルでやっていくということなのですが、一方では行政執行、あるいは事業執行においては、極めて公正・公平に執行していくということが強く求められているというのも、そういう現実もございまして、例えば、市の事業に協賛をしていただくためには、広告をとるとか、こういうものについても市の公正な、あるいは公平な執行を阻害する場面もございますので、例えば、広報のホームページの掲載、あるいは広報紙の広報形態に当たって、取扱基準というものを定めて、政治的なものを排除するとか、あるいは社会的に指弾をされているような企業を除くでありますとか、そういう少しの窮屈な取扱基準を定めたということもございました。

一方では、そういうこともちょっと念頭に置きながら、がむしゃらにはやっていくということでございます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

初めの新たな財源確保策のところで、他市のさまざまな事例、紹介もありましたけれども、これも恐らく全国的に問題にされていると思われまますので、そういうのもよく

見ていただいて、伊丹でできることはいろいろ、今の観点ももちろん加味しながらやっていただくということではないかと思えます。

それと、時間の都合で、まだまだ御議論はあるかと思えますけども、幾つかさらに資料というお話がございましたので、そこでまた次回以降、よろしくお願ひしたいと思えます。

もう一つ、今日議題がございまして、財政数値目標についてということでございします。若干時間押しておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局　　そうしましたら、議題2の財政数値目標について順次御説明をさせていただきます。

時間の関係もありまして、簡単な説明になってしまうかもわかりませんが、資料7をご覧ください。

まず、資料7は、先ほど申し上げた財政健全化に関する法律について用意させていただきました。まず、語句の説明等について御紹介させていただきたいと思えます。これは、平成19年に制定されて、平成20年度の決算から適用となっております。

次の2ページをご覧くださいませでしょうか。それぞれ、右側にそれぞれの4指標と資金不足比率という、合わせて五つの指標があるのですが、それぞれにかかわる会計が重なっております。

今までは、一般会計だけで判断されていたものが、さまざまな市の持つ公営企業会計、事業会計も含めた判断基準に改められたということイメージされた図です。

それから、続きまして3ページをご覧くださいませでしょうか。健全化判断比率という四つの指標がここで新たに設けられたわけですが、ちょうど中央地点に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実際公債費比率、将来負担比率とあります。こちらの比率につきましては、平成20年度、すべて基準をクリアしている状態です。

続きまして、4ページをご覧くださいませでしょうか。資金不足比率、これは公営企業ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。一つ数字が上がって

おりますのは公設卸売市場、こちらのほうが赤字となっております、数字が上がっております。基準ぎりぎりですが、平成21年度にはかなり改善していくというように伺っております。

ここで注目していただきたいのは、病院事業会計、備考のほうに書かせていただいております。数字自体は上がっていないですが、市は財政基金でこの平成20年度、23億円の貸付けをいたしております。この23億円が入ったことによって、数字が消え、あらわれてないという状況になってございます。

もし、これが23億円入っていなければ、大体27%ぐらいになっておりまして、資金不足比率の基準、経営健全化基準20%を超えてしまっていたという現状になっております。

それから、全国的なお話をちょっとさせていただけたらと思います。平成20年度で早期健全化団体が21団体ございました。それと、再生団体というのは、夕張市になります。夕張市を挙げるのはよくはないんですが、再生団体になったらどのようなことになるかといいますのを御紹介させていただきたいと思います。

夕張市で再生計画というのを打ち出しているのですが、かなり住民生活に大きな影響がでています。使用料の50%値上げや、超過課税など、大きな影響を及ぼしていると聞いております。

次に資料6の財政運営の基本方針、数値目標の御説明をさせていただきます。こちらは、まず1番目で経常収支比率というものを上げてございます。経常収支比率につきましては、おおむね80%が理想と言われております。ただ、本市の場合1%改善するのにおよそ4億円の財源が必要となってきます。

2番目につきましては、先ほど申し上げた連結実質赤字比率というものの発生を防ぐべきではないか。そのためには、一般会計だけではなくて、先ほどの大きな赤字を持つ特別会計の収支改善が必要ではないかというところが、目標値の設定を定めないといけないのではないかと考えております。

3 番目につきまして、将来負担比率、これも先ほど基準以内と申し上げましたが、全国平均を下回っております。基準以内というだけでいいのか、もしくは、全国平均をしっかりと上回るような健全なところまでの数値目標を定めたほうがいいのかということが問題になってきます。

次 2 ページをご覧くださいませでしょうか。4 番目と 5 番目、それぞれ通常債、普通債とありますけども、通常債に土地開発公社の買い戻す健全化債などを加えたものが普通債と言われるものです。こちらの、先ほど 30 億円の発行という、現行の計画を起債残高の抑制に努めるために、幾らか下げるべきではないか。

5 番目では、その水準を震災前までの水準まで下げていくような目標設定をできないかということをご上げていただいております。

6 番目につきましては、公共施設等整備保全基金への毎年の一定額の積み立てをするべきではないか。これは、本市におきましては、先ほどいろいろ文化施設の話が出ましたが、それらが老朽化を迎え、大規模な改修、もしくは更新が必要となってきました。また、市庁舎につきましても、これから耐震補強ということも考えていかなければならない状況にあります。その年度にそれだけの規模の費用を確保するというのは、かなり厳しい状況ですので、公共施設等整備保全基金という、いわゆる貯金のようなものなのですが、こちらのほうに今から一定額積み立てていくべきではないかと考えます。

それから、財政基金残高についてです。財政基金とは、市のいわゆる何でも使える貯金のようなものです。こちらについて、標準財政規模の一定比率を確保するべきではないか。この標準財政規模というのは、標準的な財政・行政サービスをするのに必要な歳入、いわゆる規模とお考えいただけたらいいかと思えます。こちらが今、平成 20 年度末で約 34 億円あるのですが、先ほど申し上げた病院への貸し付け等がございまして、実質的には残高がそれほどないというような状況になってございます。これについても、ある一定基準を蓄えていかないといけないのではないかということ

考えております。

これにつきましては、5ページに財政基金の残高の表を上げてございます。ちょうど真ん中あたりが統計上の数字になります。表向きには34億円ほど、ございますけれども、実質使える費用、キャッシュフロー的には平成20年度末で9億4,000万円となります。これは、阪神各市、それと類似団体といたしまして、人口規模、産業構造が同じような団体という位置づけをしているのですが、その中でもかなり低い状況となっております。

それから、最後に4ページで先ほど申し上げた、各会計の収支見通し、それから財政指標の見通しというところで、申し訳ありませんが、先に訂正だけさせていただきたいと思います。

まず、4ページの平成22年度一般会計、200という数字が入ってございます。これは0の誤りです。0に修正をお願いいたします。

それから、下に10数行下がったところ、連結実質収支、先ほども御説明させていただいた連結実質収支1898とあります。これは、先ほど200を0にした関係で、1698をお願いいたします。

もう一カ所。資金不足比率というのがございます。平成24年度の資金不足比率、557.7とあるのを、17.7で修正をお願いいたします。

それから、平成22年度の実質収支比率、先ほど一般会計を0にした関係で下から5行目、実質収支比率、今0.5と入っております。こちら0.0に修正をお願いします。数多くの修正がございまして、大変失礼いたしました。

こういった状況の名で数値目標、今、七つの項目を御説明させていただいたのですが、すべて数字は入れてございません。これは、財政的には制限値というのはよくあるのですが、なかなか目標数値の設定というのが国の制度ですとか社会経済情勢の影響を受けることから、なかなか難しいというのが現状でございます。前回御指摘がありましたけれども、そもそも数字として持たせないといけないものだ、こういう考

え方で持たせたほうがいいのか。

持たすにしても、ハードルの高さ、これは目標というか希望値のようなもの、もしくはハードルはこれを維持していくべきものだというようなレベルの数値で設定したほうがいいのか。これにつきましても皆さんのお考えを伺えたら、参考にさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございました。

かなり専門性の高い御議論になったので、どうでしょうか。まず、質問をいただいたほうが良いのではないかと思うんですけども。あと10分足らずということでございます。この話というのは、多分、歳入・歳出と同じ土俵での話で、債務だけの話ではないのですね。

それぞれ次回、歳出も恐らく出てくるという話ですから、この後も次回もあわせて、歳出も見ながら議論するというのがいいところではないかなという気はしますので、本格的な議論は次回ここでやりますので、次回へ回したいと思えますけども、ただ、質問等ですね。恐らく、専門的なものですから、私自身もちょっと不勉強なところもありまして、わからないところがあるのですがどうでしょうか。御質問をぜひ。

無いようなので、まず、私から。経常収支比率は何かという定義は載っているのですが、基準値というのはないのですか。

事務局 過去の財政の教科書のような本には、75%から80%程度が望ましいと言われていたことがございました。ただ、これはもう既に20数年ぐらい前の話でございまして、現実ここで枠におさまっている都市というのはほとんどないのが現実でございます。

100%を超えるとどういうことになるかといいますと、ほかの特定の目的のためにいただいている税金をほかのことに回さなければならなくなってしまうということになります。

ただ、100%を超えたからすぐに破綻するとか、そういうことではございません。

わかりやすく申し上げますと、都市計画税というのが固定資産税と一緒にいただいておりますけど、これは本来、都市計画のために使うことになっております。これをちょっと拝借いたしまして違う方向に使う形になります。公債費の償還とか、そういうことに使っていかなければならなくなってしまうと、こういうような数値でございます。弾力性をあらわすものと言われております。

実は本市は、これが一番高くございます。実は、昭和50年に赤字団体になったことがあります。それに次ぐ高さということでございまして、硬直性が進んでいるという状況でございます。

先ほど説明がうまくいなくて申しわけなかったのですが、実はこの中で一番御審議と申しますか御意見を伺いたいのは、一つ一つは確かに、相当専門的なこととなりますので、目標値というのはあったほうがいいのかどうか。このあたりは、率直な御意見を次回にもなるかもしれませんがいただきたいと思っております。と申しますのは、実は財政の立場からすると、目標値というのは余り設定したくないのです。どうしても社会サービスは、歳出を伴います。そのときの状況に応じてやっていかなければならないというのがあるので、財政を預かっているほうからすると、できるだけ自分たちにフリーハンドというのが欲しいというのが率直なところではあります。

しかしながら、前回、F委員からも御指摘ありましたが、一般的に厳しい状況で改善をとったときには、何かしら市民にわかる数字と、その説明をめぐって、こういう方向へ進んでいきますというのを出したほうが良いのではないかという御意見もいただきましたので、先ほど申しました資料1から7が一つの案でして、こういったことについて一つ出していくということがいいのかなと思っておりますということです。

会長　いかがでしょうか。

すいません、よろしいでしょうか。財政健全化法に幾つか指標はありますよね。これは、目標値にはならないのですか。

今、理事がおっしゃったのは目標値ではないわけですか。

事務局 当然、財政健全化法は、該当するとアウトですから、当然それ以下という目標は目標なのです。

ただ、到底いかない指標もございます。例えば、一般会計は赤字になって、赤字が20%になったら、実は健全化団体になりますが、現実にそうはならないと思っております。この目標というのは、赤字を出さないことを目的とするというように書いてもいいのですが、余りにもそれは当たり前過ぎるという意味で、ここには書いてないという趣旨で、そういった中では健全化法に入っている数字もあるのですが、法律、あるいは法律外であっても財政案としては、こういうあたりについては、我々にとってはちょっと高いハードルなのですけども、市民の皆様それぞれ、例えば公債費、4番、5番であれば、借金の残高というのは必ず抑えていきますよという考え方とか、6番、7番でいきますと、類似団体、阪神間で低い比率になっている貯金の残高、こういったものについては一定額まで戻していきますと、御安心していただくような形で運営していきますと、いったような考え方を出していくべきということで、出させていただいております。

会長 いかがでしょうか。

時間的に中途半端になってしまいますので、次回に持ち越しということによろしいでしょうか。

C委員 次回でいいと思います。

会長 そうしましたら、次回これも含めて、今日いろいろと宿題が出ていますので、それも併せて深めていくということでいきたいと思えます。

やっぱり、非常に幅が広いので、私たちは一体どこを議論したほうがいいのかというのは、毎回確認していただいでですね。

A委員 おっしゃるとおり。

会長 今日非常に情報が多くてね。

A委員 会長のおっしゃるとおりです。

会長 この題材は一日あっても厳しいですね。

A委員 実際、市民としてどの辺のところの声を聞きたいのかというのが、響いてこないのですよ。だから、質問は幾らでもあるのですがね。結局、どういうところを議論するのか。何人かは発言されていますけどね。3人は市民の立場ですから、どの辺のところを聞きたいというのは、説明の中でところどころ、そういったものを言っていたら、それについて集中して聞くことができます。

また、E委員がおっしゃいましたように、ざっくばらんにいろんな意見を述べていいのか迷います。はっきり言いましてね。議論の範囲が広過ぎです。だから、会長がおっしゃったとおり、何かウエートなり、あるいは市民としてこういうようなところをぜひ聞きたいというようなところを説明の中で入れていただけたら、私たちも質問をしやすいです。

E委員 4点ほど提案事項があるのですが。

公設市場の話が出ましたけれども、市長と一緒にクッキングというのが去年行われ、非常に評価していただいたイベントなのですが、このような目玉イベント等をテレビ局等で紹介されれば、スマイル阪神の利用者ももっと増えるのでは。市民でも余り知らない方が結構いらっしゃるのではないかというのが一つですね。

それから、病院の話が出ましたけれども、宝塚の市民病院も非常に赤字であり、対策として数年前にプランが策定されました。病院長に取材させてもらったときにおっしゃったのが、今までは幹部の考えが一職員まで伝わっていなかった。だから、病院長から直接一職員のところまで届くようにメールを整備したところ、何が問題で、今後どうするのかという意志疎通が共有できた。その最後に、病院長が必ずされていたのが、皆さんの頑張りが力になります。ありがとうございますとコメントを必ず入れていらっしゃったのです。結果、士気が非常に上がったというのが印象に残っています。

それから、ちょっと目先の話ではないのですが、学校教育のレベルを上げると、将来伊丹に貢献する世代がたくさん入ってくると思います。先の目標ですけど、

今いろいろされていますけれども、少し学校教育のレベルを上げるというように持っていかないと、今後税収は増えなのではないかと思いました。

あともう一点は、たみまるグッズをもっとアピールし、販売することで歳入を確保することは難しいですかね。

会長 非常に鋭い御質問でありますけども、その辺も含めまして、次回、議論を深めていきたいと思えます。

やはり地方財政の話というのは、実は難しいところがございますので、そういう意味では1回目、2回目は大きく広く、いろいろな情報をいただいたということで、これからはその中でどういうことを議論していくのかということ、恐らく事務局から出てくると思えますので、3回目以降、御意見をいただければと思えます。

A委員 提案させていただいても、よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

A委員 時間的なことが。何か2時間で果たしていいのかどうかというのが、市民として疑問なのですけどね。今日のこのような内容に対して、質問を時間の都合上できないです。

だから、もう少し時間とってもらうようお願いしたい。女性もいらっしゃるから8時が限度なのか9時が限度なのか、その辺わかりませんがね。

事務局 大変ごもっともだと思っております、また次回以降の運営で反省させていただきたいと思えます。今回も3時間、本当は確保したかったのですが、夜間開催という部分がございます、8時というようにさせていただきました。確かに先生のおっしゃるとおりで、各委員、また会長とも相談させていただきながら、しっかりとした御審議と御意見をいただけるような時間は、しっかりと確保してもらいたいと思えます。

A委員 ぜひお願いします。

会長 今日の資料も非常に内容が深いので、それを短い時間で理解するのも、か

なり議事などがありますので、事前に説明をしていただくようお願いいたします。説明に時間を取ってしまうので、実績で議論ができないということもありますので、その辺を事務局で工夫をしていただいて、会議に初めに入る前にどのように各委員に御説明するのかを含めて、考えていただいたらどうかと思います。

事務局　その他事項を事務局から少し御説明させていただきたいと思います。本日お配りさせていただきました追加資料、こちらの8ページ目、一番後ろのページになるのですが、伊丹市行財政懇話会スケジュール(案)を第1回目でお出しさせていただきましたが、今日の会議までの段階で事務局が考えておりましたのは、8月、9月、12月。8月に歳出削減、そこで行財政プランの骨子をお示しさせていただきたいと考えております。

また、4回目で行財政プランの素案の御議論をいただき、最終5回目で中期財政見直し及び行財政プランの最終案という形でさせていただきたいと考えております。

続きまして、第1回目の議事録を作成いたしましたので、委員の皆様には大変お忙しいところを恐縮ですが、各委員の議事録の発言内容を確認していただきたいと思っております。期間が短くて、大変申しわけないのですが、来週の月曜日、8月2日までに、発言内容で修正等がございましたら、事務局にメール及びファクス、お電話でも結構ですので、御連絡をいただきますよう、よろしく願いいたします。

その後、名前や人物が特定できる部分を削除させていただいた議事録を作成させていただきます。第1回目の検印者でおられますA委員及びF委員に検印をいただいた後、伊丹市のホームページに掲載させていただきたいと考えております。

最後になりますが、次回の開催日程案ですが、各委員にスケジュールをお聞きさせていただきました。先ほど、A委員から御指摘がありました2時間では厳しいということをお伺いしているのですが、委員7名全員が揃われる時間が、8月30日の月曜日午後6時でないといけませんので、大変申し訳ありませんが、現時点で考えておりますのは、8月30日月曜日、午後6時から、この同じ総合教育センター3階多目的室

で予定をしております。

以上、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

また、6時からということですが、よろしゅうございますか。日程的にそういうことだということですので。

A委員 やむを得ないですね。次の次からは検討していただきたい。

会長 それもありますが、実質的な審議にできるだけ早く入れるような事前の準備と言ったら悪いですけど、資料を事前にお配りされているわけですよね、先生方には。事前に御質問なり、これはこういうことかということ、もうちょっとわかりやすく説明をしていただきたいです。

A委員 ちょっと提案させてください。私にも実は担当者から、御意見や質問がある場合は連絡を下さいというメールをいただきましたので、私なりにメールで質問したわけです。今日、回答はいただけるのでしょうか。

例えばそういう形で文言の説明にしても、あるいはここら辺がわからないというのがあるならば、あらかじめ何らかの格好で、事務局に質問をしておけば、次回の懇話会で回答していただける。こういうことがあって、このように説明しましたということが出来ますよね。

だから、2時間だったら2時間、もっと有効に使えるような感じを持つわけです。何かそういった形でやったらどうでしょうか。質問がそれぞれあるならば、いただいた資料を基に、何かそういう形でやってもらったらいいのではないかと思います。

会長 いい御意見いただきました。それはまた工夫をしていただいて、次回、より効率的に話ができたら良いと思います。

A委員 そうです。有効な2時間の懇話会であるように思います。

会長 はい、わかりました。

では、よろしゅうございますか。

事務局 これから運営の仕方をもう少し改善していこうと思います。今、A委員からいただきましたとおり、委員の皆さんにおかれましても、何か用語とかわからないこと、あるいはここを詳しく説明をしてほしい。例えば事前に欲しいなど、当日でいいからこういう資料を用意してほしいというのがありましたら、ご遠慮なく事務局へご連絡をお願いいたします。この場でなくても、後日でも思いついたときにいただければ、その場で対応したいと思います。

それからあと、逆に御質問や御意見、例えばあのとき発言できなかったのですが、ぜひとも私はこう考えるとか、こういうことできないかという御意見等あればいただいて、もしこの場でお示ししてよければ、次回の懇話会で紹介させていただきたいと考えております。それにしっかりとお答えかけながら、こういうようにというキャッチボールは、ぜひとも我々もやらせていただきたいと思います。と思っています。

会長 もし、それをやっていただけるのであれば結構ですね。

事務局 よろしくお願ひしたいと思ひます。

A委員 でしたら、私の質問を少し紹介してもらえますか。このような質問がありましたと。

事務局 A委員から次のような御質問がありました。

まず、2点ございまして、1点目が扶助費の市バス高齢者無料乗車証5億3,000万円の算出方法について。

2点目が、皆様にお配りさせていただいております資料4の総合計画の基本方針3の20ページの部分の自立的な行財政運営の現状と課題について、詳しく教えていただきたいということを、A委員よりメールにていただいております。

A委員 ありがとうございます。

会長 このようなことは、恐らくA委員の問題だけではなくて、私達も勉強したいところもあるので、皆さんにわからない部分をいただくということでやったらどうでしょうかね。

事務局 基本的に、そのようにさせていただきます。逆にこの場でお出ししたいが、こっそり教えてほしい、そこだけ教えていただければというものであれば、基本的にはこの場でペーパー等を使用し、こういう御質問があったということをお答えしていきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 今、御提言いただいたようなことも含めまして、今後、特に連絡は密にし、この懇話会についても、2回運営をさせていただきましたが、また会長とも御相談をしながら、開催の時間、あるいは開催日、開催回数も含めまして、もう少し実質的に御議論いただくよう検討してまいります。

今日は、また宿題もいただいておりますので、その内容についても十分内部で検討し、次回には御説明できる、あるいは事前に御説明できるような形で対応させていただきたいと思いますので、またその点も含めましてよろしくお願いしたいと思いますので、お忙しいところ非常に恐縮ですが、よろしくお願いをします。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして2回目の懇話会を終了させていただきたいと思います。

どうも、今日はありがとうございました。

御苦労さまでした。